

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
住友重機械エンバイロメント株式会社	東京都品川区西五反田7丁目25番9号	1-021910

注) 業者番号「1-」は、国土交通大臣許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成24年6月26日 ～ 平成24年7月9日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

住友重機械エンバイロメント株式会社は、平成24年2月22日、茨城県企業局県南水道事務所発注の薬品沈殿池（攪拌装置）機械設備工事（土浦市大岩田地内）において、3次下請け事業者の作業員が、工所用足場組立作業中に沈殿池スラブ上部（手摺内側）から墜落し重傷を負った。

また、当該事故については、関係請負人及び関係請負人の労働者に対し、法令の規定に違反しないよう必要な指導を行っていないとして、同社に平成24年3月29日付けで土浦労働基準監督署から労働安全衛生法第29条第1項違反として是正勧告書が発出された。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)